備後ドローン協会規約

第1章 総則

第1条 本協会は備後ドローン協会と称する。 英語名称 Bingo Drone Association(略称:B D A(ビーダ))

第2条 本協会の事務局は福山市に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本協会はドローン操縦士の技術、技量の健全な発展を図り、航空の安全確保につとめ当該技術、知識の普及と諸般の調査研究を行うことを目的とする。
- 第4条 本協会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1. ドローン操縦士の技術認定ライセンスの発行
 - 2. ドローン操縦技術向上のための研修・教育
 - 3. 会員相互の交流・親睦の発展
 - 4. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本協会は次の団体及び個人を持って組織する。

本協会の目的及びその事業に賛同し、本規約を承認した団体、企業、個人のうち、本協会が入会を認めた者。

第5章 入会

- 第6条 本協会に入会を希望する者は、所定の手続きによる申込を行い、本協会にて審査、承認を受けることとする。
- 第7条 加盟団体及び個人は別に定める会費を負担する。

第4章 退会

- 第8条 1.会員が本協会を退会するときは、 退会届を提出し任意に退会する ことができる。
 - 2. 会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2) 除名されたとき。
- 第9条 本協会の会員が次の各号のいずれかに該当したときには除名すること ができる。
 - 1. 協会の名誉、信用を傷つけとき。
 - 2. 協会内の秩序を乱したとき。
 - 3. 故意に災害を引き起こし協会に損害を与えたとき。
 - 4. その他前 に準ずる不当な行為をしたとき。

第5章 会費

会員(団体) 年会費 10,000円(税込) 会員(個人) 年会費 2,000円(税込)

(付 則)

1. この規約は令和3年9月1日より施行する。